

# 滋賀県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

(平成 27 年 12 月 16 日 決定)

(平成 28 年 4 月 1 日 改正)

## 第 1 特定個人情報の保護に関する考え方

滋賀県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。滋賀県個人情報保護条例(平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「条例」という。)では、番号利用法の規定の趣旨を踏まえ、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、適正管理のための措置に関する指針および事務取扱要領を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

## 第 2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

### 1 法令等の遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

### 2 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失および毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

### 3 適正な収集、保管、利用、提供および廃棄ならびに目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号利用法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に収集、保管、利用および提供するとともに、不要となった特定個人情報は、速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を行う。

### 4 委託および再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部または一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号利用法に基づき滋賀県自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

### 5 継続的改善

特定個人情報の保護に関する事務取扱および安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

## 第 3 問合せ先

本基本方針	県民生活部県民活動生活課県民情報室	電話 077-528-3121 (直通)
特定個人情報の開示請求等	県民生活部県民活動生活課県民情報室 特定個人情報を取扱う各主務課所	電話 077-528-3121 (直通) (各主務課所電話番号)
特定個人情報に関する苦情	県民生活部県民活動生活課県民情報室 特定個人情報を取扱う各主務課所	電話 077-528-3121 (直通) (各主務課所電話番号)